

平成 28 年 1 月 21 日

大阪体育学会
会 員 各 位

大阪体育学会平成 28・29 年度会員選出理事の選挙について（通知）

選挙管理委員会
委員長 高本恵美



会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。平素は学会活動にご協力、ご支援を賜り、ありがとうございます。

さて、平成 27 年度は役員改選の年です。「役員選出方法に関する規程」により、全会員の投票で理事 30 名を選出し、選出された理事（会員選出理事）による選挙（互選）で会長、副会長および理事長を選出します。

つきましては、会員選出理事の選挙を行いますので、下記の投票方法に従い、平成 28 年 2 月 12 日（必着）までに事務局（選挙管理委員会あて）へ届くようご投票ください。

なお、上記規程 6 の 3) には、「理事の当選者はそれぞれの得票数の順により、上位から定数までとする。ただし、女性理事割合を少なくとも女性会員数を充分反映したものになければならない。」と定められています。今回の役員選挙において、役員被選挙権を有する会員数は 416 名、そのうち女性会員数は 83 名（約 20%）であることを付記します。

記

<投票方法>

1. 被選挙人一覧表の中から会員選出理事の候補者 10 名を選び、フルネームを投票用紙に記入してください。漢字の誤りがないようご注意ください。
2. 投票用紙は投票用紙封筒（無記名）に入れ、さらに返信用封筒に封入してください。なお、返信用封筒の裏面に差出人の住所、氏名を必ず明記してください。差出人の住所、氏名が書かれていない場合は無効となります。
3. 規程により、選挙権は選挙開始日の 6 か月前（平成 27 年 7 月 21 日）において、正会員である者に付与されます。
4. 規程により、平成 27 年度入会の会員には被選挙権がありません。また、名誉会員と平成 27 年度をもって退会される会員も被選挙権がありません。

以上